

商工労働部における危機管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、危機が発生した場合、又は危機が発生するおそれがある場合（以下「危機発生時等」という。）において、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速かつ的確に対処していくために必要な基本的事項を定める。

（定義）

第2条 危機とは、次に掲げる事態をいう。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下、「災害事案」という。）
- （2）大規模な企業倒産や大量解雇等、本県経済に多大な影響を及ぼすことが見込まれる事案（以下、「大型倒産等事案」という。）
- （3）上記以外で、商工労働部が所管する施設や学校等における利用者や学生等の生命、身体に被害が生じる事態及び県行政の運営に重大な支障が生じる事態（以下、「その他の事案」という。）

2 危機管理とは、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速かつ的確に対処していくことをいう。

（危機管理の所管）

第3条 本庁の各課長は、所管する危機に対する危機管理を行うものとする。

- 2 各出先機関長は、本庁の関係課長と連携して所管する危機に対する危機管理を行うものとする。
- 3 商工政策課長は、危機発生時等の情報の集約及び対処体制の確立等に係る総合調整を行うものとする。

（危機発生時等への対処）

第4条 本庁の各課長及び各出先機関長は、日頃から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び危機発生時の被害軽減のための措置を講じなければならない。

（初動の措置）

第5条 各課長は、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるとともに、随時、所管する県の機関をはじめとする関係機関との間で情報の収集及び提供等を行い、その内容については、商工労働部長、政策審議監、関係局長及び商工政策課長に報告するものとする。

なお、各課長がやむを得ないと判断した場合は、危機管理監を通じて又は直接知事に報告することができる。

(情報連絡体制等)

第6条 情報の収集・提供等の連絡体制は、第2条第1項各号に定める危機に応じて次の体制を設置することとする。

(1) 災害事案については、それが発生するおそれがある場合、県地域防災計画に基づき対応を行う。

(2) 大型倒産等事案については、商工労働部に部長、政策審議監、各局長及び部内各課長からなる「商工労働部危機管理対策連絡本部」を設置し、対応を行う。

(3) その他の事案については、状況に応じて前号各号に準じて対応を行う。

2 必要がある場合は、前項連絡本部に係出先機関長を加えることができる。

3 本庁各課長は、関係機関との連絡等に当たっては、迅速かつ確実な情報伝達等について配慮することとし、必要に応じた連絡体制の見直し等を行うものとする。

4 商工政策課長は、必要に応じて、部全体のとりまとめを行うとともに、危機管理監との総括的な連絡や調整を行うものとする。

また、部全体の総括的な情報に関する連絡等については、商工政策課から一括して各課及び各出先機関に対して行うものとする。

(危機発生時の体制)

第7条 商工労働部長は、第2条に定める危機が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合は、災害事案においては「熊本県災害対策本部商工労働対策部」を、大型倒産等事案においては「商工労働危機対策本部」を設置し、対応するものとする。

(関係機関との連携及び住民への情報の提供)

第8条 各課長及び各出先機関長は、必要に応じて本庁所管課及び警察等関係機関と連携しながら危機管理を行うものとし、危機発生時及び対処に関する情報を住民及び関係機関に対して、適時・適切に提供していくものとする。なお、担当課が複数にまたがる場合は、商工政策課がこれを行うものとする。

2 各課長及び出先機関長は、情報の提供が的確に実施できるよう、広報担当窓口を設置することとする。

(危機管理に関する規程等の整備)

第9条 危機管理に関する規定等については、第2条第1号及び第2号ごとに、次のとおりである。

(1) 災害事案への対応については、県地域防災計画を基本とする。

(2) 大型倒産等事案への対応については、別途定める「大型倒産等対応マニュアル」により対応するものとする。

2 この他、各課長及び各出先機関長は、危機管理に必要な規程等を整備するものとする。

3 危機管理に関する規程等の整備に当たっては、特に、休日、夜間における緊急連絡体制を確保するものとする。

4 各課及び各出先機関においては、日頃から研修や訓練を通して整備した規定等の実効性の確保に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

商工労働部における危機管理要綱の補足事項

令和6年6月21日

1 第2条関係

第1項に規定する商工労働部が所管する施設や学校等における危機管理の例は、次のとおり。

(1) 災害

- ・ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象
- ・ 大規模な火事、爆発
- ・ 放射性物質の大量放出、多数の者の避難を伴う船舶の沈没その他大規模事故
- ・ テロ事件による災害

(2) 上記以外

- ・ 感染症の発生
- ・ 毒物・劇物、危険物の漏洩・放出
- ・ 電算システムのダウン、電算データの改ざん・消失・漏洩・不審なアクセス
- ・ 環境汚染物質の漏洩・放出
- ・ デマ情報流布によるパニック
- ・ 武力攻撃事態、緊急処理事態
- ・ その他、緊急の事態

2 第5条関係

第1項中「やむを得ないと判断した場合」とは、商工労働部長、政策審議監及び各局長に連絡が取れない場合で、知事に緊急に報告する必要があると判断した場合などである。

3 第6条関係

「連絡本部」の連絡員は、通常各課に1人程度の待機者を置くものとする。

4 第7条関係

「危機対策本部」は、商工労働部長、政策審議監、各局長及び各課長をもって構成する。なお、必要により関係出先機関長を加えるものとする。